

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

親子びくす（エアロビクス）教室を開催します

○親子で一緒にカラダを動かしてみませんか

音楽に合わせて体操することで、お子様のリズム感、運動能力の向上にもつながります。親子のふれあいを大切にしながら、元気にカラダを動かしましょう。

▶開催日時（全日程 金曜日）

10月19日、11月9日、12月21日
午後7時～8時

▶会場 創遊館2階 ワークルーム3・4

▶対象 小学生以上の親子

▶募集人数 10組

▶講師

フィットネスインストラクター 成田 雪華 先生

▶参加料

1人1回 500円

※参加料と別に保険料（1人100円）がかかります。

▶申込み方法

10月15日（月）まで、保険料を添えて下記までお申込みください。ただし、定員になり次第受付を締め切りますので、お早めにお申込みください。

▶申込み・問合せ先

朝日ふれあいスポーツクラブ（創遊館内教育文化課）
☎67-2118

国際交流事業「Trick or Treat！」

アメリカの伝統的な「Trick or Treat！」（ハロウィン）を体験するイベントです。

▶日時

10月21日（日）午前10時30分～正午

▶場所

宮宿商店街（集合場所：蔵のひろば）

▶参加対象・募集人数

小学校1年～6年生 70名程度

▶参加費

300円

▶申込み締切

10月5日（金）

▶申込み・問合せ先

教育委員会（教育文化課） ☎67-3302

男の料理教室 参加者大募集

ばんげのおかず、ちえっと作ってみてちゃあ。そんなあなたに、ぜひオススメします。

▶日時

9月27日（木）午前10時～

▶会場

西部公民館

▶内容

旬のあけび料理

▶持ち物

エプロン・バンダナ・材料代（300円）

▶申込み方法

参加希望の方は、9月21日（金）まで、下記へご連絡下さい。

▶申込み・問合せ先

朝日町食生活改善推進協議会（健康福祉課内）
☎67-2116

「あさひまちアップルミートマラソン&ウォーキング with ミズノ」運営ボランティア募集

10月20日(土)に開催される当大会の運営に、協力して下さるボランティアスタッフを募集します。「選手として走れないけど、参加してみたい」と思っている皆さま、ぜひご応募ください。また、「参加して良かった」と参加者に感じていただくために、スタッフとして、他にはない朝日町ならではの大会を盛り上げましょう。

▶**申込締切** 9月28日(金)

▶**業務内容**

大会運営に関する各係の補助

※協力していただける方には別途説明を行います。

▶**申込み・問合せ先**

朝日町マラソン&ウォーキング実行委員会事務局
(政策推進課内) ☎67-2112

山形いきいき子育て応援企業募集

県では、「女性の活躍推進」や「仕事と家庭の両立支援」などに積極的に取り組む企業を「山形いきいき子育て応援企業」として登録・認定しています。

当認定を受けると、奨励金の交付や、県の融資制度における優遇金利の適用などにより企業の取組みを支援するとともに、県のホームページや新聞紙面等で広く紹介します。ぜひご応募ください。

※応募要件、応募方法、支援措置等詳細は県ホームページ(下記URL)をご覧ください。

http://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/kigyo/8010003h30work_of_bosyu.html

▶**問合せ先**

山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課
☎023-630-2101

毎週月曜日は午後7時まで延長して証明書を交付します

毎週月曜日は、業務を延長し午後7時まで証明書交付を行っています。ただし、対応できる業務は下記に記載の証明書に限りませのでご注意ください。

▶**交付対象証明書**

①**戸籍関係**

戸籍謄抄本、除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票謄抄本、身分証明書

②**住民票関係** 住民票謄抄本、住民票除票

③**印鑑証明** (登録はできません)

④**税務関係** 所得証明書、課税証明書、納税証明書(法人除く)、軽自動車税納税証明書(車検用)

▶**問合せ先**

税務町民課 町民係 ☎67-2119

住民票の写しなどの請求時には「本人確認」が法律で定められています

住民票の写しや、戸籍謄抄本等の請求をする場合、請求者本人、代理人を問わず、窓口に来た方の「本人確認」を行っています。戸籍法・住民基本台帳法に基づくもので、不正請求防止が目的です。証明書請求の際は、必ず下記の本人確認書類をご持参ください。住民異動届や戸籍届、税証明の交付請求の際も同様です。

▶**本人確認の方法**

①運転免許証、パスポート、住基カード・マイナンバーカード、在留カード、身体障害者手帳など、官公署が発行した顔写真付の証明書などを1点

②①の書類が無い場合は、各種医療保険証、年金手帳、介護保険証、預金通帳などを1点
(**戸籍関係の証明書の請求時は、いずれか2種類の書類が必要です**)

※代理人の方が請求する場合(窓口に来られる場合は、本人確認の他、「委任状」が必要な場合があります)のでお問合わせください。

▶**問合せ先**

税務町民課 町民係 ☎67-2119

**教育委員会事務事業点検
・評価報告書の概観**

地方教育行政の組織および運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、「平成30年度朝日町教育委員会事務事業点検・評価報告書(平成29年度分)」について、左記のとおり一般公開を行います。ご覧ください。

▼閲覧会場・時間

- ・町立図書館(創遊館内) 開館時間内
- ・西部公民館 午前8時30分～午後5時
- ・北部公民館 午前8時30分～午後5時

※西部公民館と北部公民館は、土日・祝日を除く

▼町ホームページ

「山形県朝日町」で検索

▼問合せ先

教育文化課 学校教育係
☎67-33302

**水道メーターボックス
付近の手入れについて**

厳しい残暑にさらされ、雑草等がよく伸びる季節となりました。各家庭などの敷地内に設置している水道メーターボックスの周辺にも草などが伸び、検針をする際に支障をきたしています。

メーターボックスは個人所有となりますので、各家庭で付近の手入れを行ってくださるよう、ご協力をお願いいたします。

▼問合せ先

建設水道課 水道係

☎67-3570

**役場庁舎・開発センター
避難訓練のお知らせ**

10月2日(火)、午後1時45分より、役場庁舎および開発センターにおいて避難訓練を実施します。来庁者の皆さまにつきましては、ご協力をお願いいたします。

▼問合せ先

総務課 管財係
☎67-2111

就職を応援する技能講習会のご案内

○55歳以上の方限定、「介護補助スタッフ養成」講座

▼開催期間(8日間)

10月10日(水)～19日(金)

▼会場

寒河江市中央公民館

(寒河江市大字西根字石川西333)

▼定員 10名

▼対象

55歳以上の方で、ハローワーク登録カードをお持ちの方

▼参加費 無料

▼申込み方法

ハローワークに設置してある技能講習パンフレット、またはチラシに添付の申込書でお申込みください。

▼申込み締切

9月25日(火)

▼問合せ先

山形県シルバー人材センター 連合会
☎023-6226-3566

やまがた環境展 2018

循環型社会および低炭素社会の形成を目指し、環境に配慮した製品や環境技術の展示、楽しく役に立つイベントや体験が満載の「やまがた環境展2018」を開催します。ぜひお越しください。

▶日時

10月27日(土)
午前10時～午後5時
10月28日(日)
午前10時～午後4時

▶会場

山形ビッグウイング(山形市平久保100)

▶内容

家庭料理研究家の奥菌壽子氏によるトークショー、

おもちゃの交換会、リサイクル自転車抽選会、環境にやさしい料理のふるまい、気象キャスターによるイベント「親子で学ぶ地球温暖化」など

▶入場料 無料

▶問合せ先

山形県循環型社会推進課
☎023-630-2322



寒河江年金事務所 予約制による年金相談のご案内

年金相談・お手続きの際は、ぜひ寒河江年金事務所の「予約相談」をご利用ください。

▶予約申込み方法

- ・ご予約は、随時お電話または年金相談窓口で受付けています。(相談希望日の1カ月前から前日まで)
- ・予約の受付には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。年金手帳や年金証書をご準備ください。

▶予約相談の実施時間帯

月曜日：午前8時30分～午後6時

火～金曜日：午前8時30分～午後4時

第2土曜日：午前9時30分～午後3時

※月曜が祝日の場合は、翌日以降の開所初日に午後6時まで予約相談を実施しています。

▶予約受付専用ダイヤル

☎0570-05-4890

または、寒河江年金事務所予約専用ダイヤル

☎85-8311

【予約電話受付時間】

午前8時30分～午後5時15分

※月～金曜日の平日（土日・祝日、年末年始を除く）

国民年金資格期間が短縮！年金受給には手続きが必要です

これまで、老齢年金を受け取るためには資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月1日から、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

○「資格期間」とは？

- ・国民年金保険料を納めた期間や免除された期間
- ・サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ・年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

※左記の期間の合計が「資格期間」です。資格期間が10年（120月）以上で、年金が受給できます。
※年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受け取れます。（10年間の納付で受け取れる年金額は、概ねその4分の1になります）

▶問合せ先

寒河江年金事務所

☎84-2551（自動音声案内「5」）

税務町民課 町民係

☎67-2119

国民年金保険料の「後納制度」が、まもなく終了します

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

○後納制度を利用するには？

申込みが必要です。また、9月30日は日曜日のため、9月28日（金）までに手続きをお願いします。詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」または寒河江年金事務所へお問い合わせください。

▶問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

寒河江年金事務所 国民年金課

☎84-2551（自動音声案内「5」）